

2019年6月19日

2018年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第30条に基づき、2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。
2. なお、適正手続規則第29条に基づき、重要と認められる企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下、合わせて「企業会計基準等」という。）並びに修正国際基準として、以下を選定しており、当該会計基準の適正手続の遵守状況については、個別に報告を行っている。

【修正国際基準】

- 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2018年12月27日公表、2019年1月28日に適正手続の遵守状況を報告）

II. 本年度における適正手続の遵守状況

3. 本年度における適正手続の遵守状況については、第4項から第11項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

4. 本年度における新規テーマは、以下の基準諮問会議からの提言及びASBJによる審議に基づいて選定された（適正手続規則第22条第1項）。
- 2018年11月29日に開催された第397回企業会計基準委員会において、「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実について基準

諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされ、この提言を受けて、2018年12月13日に開催された第398回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマ等として取り上げることにした。

論点整理の公表

5. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

6. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告公開草案第55号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」及び実務対応報告公開草案第56号（実務対応報告第24号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（2018年5月28日公表、2018年7月30日コメント期限）
- (2) 企業会計基準公開草案第62号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第62号（企業会計基準適用指針第10号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」（2018年8月21日公表、2018年10月22日コメント期限）
- (3) 企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」、企業会計基準公開草案第64号（企業会計基準第9号の改正案）「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」、企業会計基準公開草案第65号（企業会計基準第10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第64号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第65号（企業会計基準適用指針第19号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（2019年1月18日公表、2019年4月5日コメント期限）
- (4) 実務対応報告公開草案第57号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（2019年3月25日公表、2019年5月27日コメント期限）

【修正国際基準】

(5) 修正国際基準公開草案第 6 号 「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（2018 年 6 月 18 日公表、2018 年 9 月 7 日コメント期限）

7. 前項(5)については、第 2 項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
8. 第 6 項(1)から(4)に記載された公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第 6 項(1) 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）等	第 6 項(2) 企業結合に関する会計基準（案）等
公開での審議	原則として公開（適正手続規則第 7 条第 1 項）	公開草案の公表まで、親委員会において 7 回、専門委員会において 6 回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表まで、親委員会において 4 回、専門委員会において 3 回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね 1 週間前に送付（適正手続規則第 9 条第 1 項）	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の 1～3 日目の送付となった例があった。	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の 2～4 日目の送付となった例があった。
公開草案公表の議決の状況	委員総数の 5 分の 3 以上の賛成（適正手続規則第 14 条第 1 項）	出席委員 14 名（委員総数 14 名）全員の賛成により公表が承認された。	出席委員 12 名（委員総数 14 名）全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間	原則として 2 ヶ月（適正手続規則第 19 条第 3 項）	2 ヶ月とした。	同左

	適正手続規則	第6項(1) 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)等	第6項(2) 企業結合に関する会計基準(案)等
公開草案に寄せられた意見の公表	ホームページに公開(適正手続規則第19条第4項)	2018年8月14日に公表した。	2018年11月2日に公表した。

	適正手続規則	第6項(3) 時価の算定に関する会計基準(案)等	第6項(4) 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)
公開での審議	原則として公開(適正手続規則第7条第1項)	公開草案の公表まで、親委員会において17回、専門委員会において15回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表まで、親委員会において2回、専門委員会において1回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね1週間前に送付(適正手続規則第9条第1項)	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の1~3日前の送付となった例があった。	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の2~3日前の送付となった例があった。
公開草案公表の議決の状況	委員総数の5分の3以上の賛成(適正手続規則第14条第1項)	出席委員13名(委員総数14名)全員の賛成により公表が承認された。	出席委員14名(委員総数14名)全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間	原則として2ヶ月(適正手続規則第19条第3項)	2ヶ月半とした。	2ヶ月とした。
公開草案に寄せられた	ホームページに公開(適正手続規則	2019年4月12日に公表した。	2019年6月7日に公表した。

	適正手続規則	第 6 項(3) 時価の算定に関する 会計基準（案）等	第 6 項(4) 連結財務諸表作成に おける在外子会社等 の会計処理に関する 当面の取扱い（案）
意見の公表	第 19 条第 4 項)		

企業会計基準等の公表

9. 本年度中に公表された企業会計基準等及び修正国際基準は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び改正実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（2018 年 9 月 14 日公表）
- (2) 改正企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（2019 年 1 月 16 日公表）

【修正国際基準】

- (3) 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2018 年 4 月 11 日公表）
 - (4) 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2018 年 12 月 27 日公表）
10. 前項(4)については、第 2 項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
11. 第 9 項(1)から(3)に記載された企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第 9 項(1) 連結財務諸表作成に	第 9 項(2) 企業結合に関する会
--	--------	-----------------------	-----------------------

		おける在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等	計基準等
公開での審議	原則として公開 (適正手続規則第7条第1項)	公開草案の公表後、親委員会において2回、専門委員会において1回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表後、親委員会において3回、専門委員会において2回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね1週間前に送付 (適正手続規則第9条第1項)	審議資料は、準備の都合上、親委員会及び専門委員会の2~3日前の送付となった例があった。	同左
再公開草案の要否に関する審議	公開草案を再度公表する要請がないか検討 (適正手続規則第19条第5項)	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。	同左
企業会計基準等の公表に関する議決の状況	委員総数の5分の3以上の賛成 (適正手続規則第14条第1項)	出席委員14名(委員総数14名)全員の賛成により公表が承認された。	出席委員13名(委員総数14名)全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況	[企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 (適正手続規則第14条第2項)	出席委員数及び賛成委員数を記載した。	「企業結合に関する会計基準」については、賛成した委員の名前を記載した。 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」については、出席委員数及び賛成委員数を記載した。

	[企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載 (適正手続規則第14条第3項)		
公開草案に寄せられた意見と対応の公表	ホームページに公開 (適正手続規則第19条第4項)	2018年9月14日に公表した。	2019年1月16日に公表した。

	適正手続規則	第9項(3) 改正「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」
公開での審議	原則として公開 (適正手続規則第7条第1項)	公開草案の公表後、親委員会において2回、作業部会において2回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね1週間前に送付 (適正手続規則第9条第1項)	審議資料は、準備の都合上、親委員会の2日目の送付となった例があった。
再公開草案の要否に関する審議	公開草案を再度公表する要請がないか検討 (適正手続規則第19条第5項)	再度公開草案を公表する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議	委員総数の5分の3以上の賛成 (適正手続規則第14条)	出席委員9名 (委員総数14名) 全員の賛成により公表が承

決の状況	第1項)	認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況	<p>[企業会計基準及び修正国際基準]</p> <p>賛成した委員と反対した委員の名前を記載</p> <p>[企業会計基準適用指針及び実務対応報告]</p> <p>委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載</p> <p>(適正手続規則第14条第2項)</p> <p>[企業会計基準等及び修正国際基準]</p> <p>反対した委員の反対理由を記載</p> <p>(適正手続規則第14条第3項)</p>	賛成した委員の名前を記載した。
公開草案に寄せられた意見と対応の公表	ホームページに公開(適正手続規則第19条第4項)	2018年4月11日に公表した。

以上